

- 注1 不要の文字は抹消すること。
- 2 同一の通信系統に属する送信設備の数を記載すること。
 - 3 ※印を付けた欄は、記載しないこと。
 - 4 1の(1)から(9)までの欄は、申請に係る設備の記載内容が同一のものについては、設備の別が分かるように一括して記載することができる。
 - 5 1の(1)の欄は、使用する周波数の範囲(搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)を「4MHz から 28MHz」のように記載すること。
 - 6 1の(5)から(9)までの欄の記載は、次によること。
 - (1) 1の(5)の欄は、申請に係る設備に関して、施行規則第44条第2項第2号の(1)に規定する設備又は同号の(2)に規定する設備の場合は、該当する事項にレ印を付けること。
 - (2) 1の(6)の欄は、通信状態における電力線への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル(1マイクロアンペアを0デシベルとする。)で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
 - (3) 1の(7)の欄は、非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値をデシベル(1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
 - (4) 1の(8)の欄は、通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル(1マイクロアンペアを0デシベルとする。)で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
 - (5) 1の(9)の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値をデシベル(毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。
 - (6) (2)から(5)までの記載に当たっては、設備規則第60条第2号の(1)の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。
 - 7 1の(10)から(13)までの欄の記載は、次によること。ただし、屋内広帯域電力線搬送通信設備(施行規則第44条第2項第2号(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。)の場合は記載を要しない。
 - (1) 1の(10)の欄の□には、申請に係る設備と他の広帯域電力線搬送通信設備(同一の者が占有する連続した敷地内に設置されたものを除く。)との通信の有無について、該当する事項にレ印を付けること。
 - (2) 1の(11)の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線(施行規則第44条第2項第2号の(2)に規定するコンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と同様の電力線(屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。))を除く。)の有無について、該当する事項にレ印を付けること。
 - (3) 1の(12)の欄の□には、申請に係る設備において使用される電力線の状態に関して、片線の接地の有無について、該当する事項にレ印を付けること。
 - (4) 1の(13)の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線又はその分岐線の状態に関して、屋外の電力線若しくはその分岐線に他の分岐線が直列に接続されている状態又は屋外の電力線の片線若しくはその分岐線の片線のみスイッチ若しくは負荷が接続されている状態の有無について、該当する事項にレ印を付けること。
 - 8 1の(14)の欄は、1の(1)から(13)までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。
 - 9 2の欄は、第26条第3項(第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、工事設計の記載を省略する場合はその旨を記載し、又はその他参考となる事項を記載すること。
 - 10 3の欄は、申請者が法人又は団体の場合はその名称を記載し、ふりがなを付けること。
 - 11 4の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、ふりがなを付けること。
 - 12 5の欄は、「何県何市何町何番地何内」のように記載し、ふりがなを付けること。
 - 13 6の欄及び7の欄は、変更の許可の申請又は届出の場合に限り、許可状の記載事項により記載すること。
 - 14 変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所(いずれも変更があった場合は、その変更後のもの)を記載するほか、変更後の事項を記載すること(1の(1)から(13)までに変更があった場合は、1の(14)の欄も記載すること。)
 - 15 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
 - 16 添付書類の写しは、この様式に定める規格の用紙とする。